

茨城県立藤代紫水高等学校の部活動に係る活動方針（改訂）

1 部活動の基本的な考え

- 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養においても極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標、経営方針に基づき、今後も計画的に実施する。
- 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部活動顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。

2 適切な部活動の運営のための体制整備

- 部活動顧問は、毎月の活動計画を作成し、学校のホームページへの掲載により公表し、活動実績に関しては校長に提出する。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- 部活動を組織的に運営するとともに、生徒の生活や健康に留意しながら、部活動顧問の指導に係る業務の適正化を図るため、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的に活動していくこととする。
- 部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 部活動顧問は、活動目標、指導方針、出場試合及び大会等、具体的な練習内容や方法等について、生徒や保護者が十分に理解できるよう適切に伝える。
- 生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」を参考に、部活動の実施について適切に判断する。

4 部活動の休養日の設定

- 原則週2日（平日1日、休日1日）を休養日とする。
- 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度の休養期間（オフシーズン）を設ける。

5 部活動の活動時間

- 1日の活動時間は、平日は2時間を上限、休業日（学期中の週末を含む）は4時間を上限とし、1日の上限を超えて活動した場合、他の休日に休養日を振り替える。
- 学校として生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、長期的・計画的に指導を実践していくことが重要であるとともに、公式な試合及び大会前は、日々の努力の積み重ねの成果を存分に発揮することが必要とされる重要な期間であることから、校長のリーダーシップの下、十分に活動時間等の調整をする。
- 国体強化指定選手等がいる部活動は個別に検討する。

6 部活動の朝の活動

- 心身の疲労が解消できる十分な休養をとるための時間の確保や、学校生活に支障をきたすことがないよう、原則として朝の活動は行わず、放課後の限られた時間で活動していく。

7 学校単位で参加する大会等の見直し

- 校長は、茨城県高等学校体育連盟、茨城県高等学校野球連盟及び茨城県高等学校文化連盟等が定める上記の各学校の部活動が参加する大会数の上限の日安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

※ 今後、茨城県の部活動運営方針の特例等を受けて、随時改訂することがあります。